

福島県企業立地ガイドによる情報発信強化事業業務委託仕様書

この仕様書は、福島県（以下、甲とする。）が受託者（以下、乙とする。）に委託する「福島県企業立地ガイドによる情報発信強化事業」（以下、本事業とする。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

福島県企業立地ガイドによる情報発信強化事業

2 業務の目的

本県の企業立地環境の優位性等を国内外に広く発信するためのパンフレットを制作し、企業に対して産業復興の取り組みをPRするとともに、誘致企業の掘り起こし、企業立地の促進を図ることを目的とする。

3 委託業務の内容

本委託業務は、福島県企業立地ガイド（パンフレット）を制作するものである。

（１）パンフレット制作

ア 企業立地環境の優位性、優遇制度、工業団地情報等を掲載した「福島県企業立地ガイド」および県内の鉄道、港湾、道路状況等の地図を掲載した「福島県企業立地ガイドマップ」を制作すること。

イ 本県の企業立地環境、人材支援、優遇措置等について明確に示すとともに、震災からの復興の現状を分かりやすく表現する。体裁としては文字の羅列を避け、写真、イラスト、図表を用いて見やすいものとする。なお、内容構成に当たっては、近隣県など他の自治体が作成したパンフレット等も参考にすること。

ウ 「福島特定原子力施設地域振興交付金事業」によるものであることを明示すること。

エ 「福島県企業立地ガイド」について、基本仕様は下記のとおりとする。

- ・用紙規格：A4版
- ・配色：フルカラー4色
- ・紙質：企画提案及び甲乙協議の上で決定する
- ・制作部数：日本語版3,700部、英語版300部
- ・構成内容については企画提案及び甲乙協議の上で決定する。
- ・日本語表記（日本語版）と英語表記（英語版）を分けて制作すること。
- ・令和6年度に制作した「福島県企業立地ガイド」をベースとし、統計情報、生活環境等の更新、工業団地一覧、空き工場・未利用地・未造成地等一覧、優遇制度等の情報の一部追加更新を行うこと。

- ・工業団地の航空写真データ及び令和6年度に作成した図のデータ（GIF形式・横幅340ピクセル）は甲が提供する。
 - ・企業立地環境の優位性は下記の分類により示すこと。なお、タイトルについては例示であり、これらに限定するものではない。
 - ①優れた交通アクセス
 - 可能な限り「物流の2024年問題」に触れること。
 - ②優秀で粘り強い人材
 - 「『感働！ふくしま』プロジェクト」等、県の雇用確保に向けた支援施策について触れること。
 - 県立テクノアカデミーによる人材育成について触れること。
 - ③手厚い支援制度
 - 福島県の補助金等の支援制度に触れること。
 - 可能な限り女性活躍オフィス立地促進事業補助金の活用事例に触れること。
 - ④充実した支援体制
 - ハイテクプラザや福島県産業振興センター等の産学官連携について触れること。
 - ⑤福島県のナンバーワンオンリーワン企業の紹介
 - 県内に立地する企業のうち、日本/世界においてナンバーワン/オンリーワンの技術を有する企業について触れること。
 - ・復興の現状については下記の分類により示すこと。なお、タイトルについては例示であり、これらに限定するものではない。
 - ①復興（復興のあゆみ）
 - 震災及び原発事故からの復興の現状について、数値やグラフを用いるなどして分かりやすく表現すること。
 - 浜通りのインフラなど目に見える復興について触れること。
 - 福島第一原子力発電所の状況について触れること。
 - ②挑戦（ひとつ、ひとつ、実現するふくしま）
 - 福島イノベーション・コースト構想、福島国際研究教育機構について触れること。
 - 再生可能エネルギー・水素/医療/ロボット/航空宇宙関連産業の集積に向けた取組および各種拠点について触れること。
 - ・その他、本事業の主旨に資する構成・内容で制作すること。
- オ 「福島県企業立地ガイドマップ」について、基本仕様は下記のとおりとする。
- ・用紙規格：B2サイズ（パンフレットにポケット加工を施し添付）
 - ・配色：フルカラー4色（片面刷り）

- ・製本：観音折り、2つ折り
- ・紙質：甲乙協議の上で決定する
- ・制作部数：4,000部（日本語版3,700部、英語版300部）
- ・ガイドマップに使用する地図については、国土地理院発行の最新20万分の1地勢図を掲載することとし、複製にあたっての測量法第29条（測量成果の複製）申請は甲が行う。
- ・ガイドマップには県内の工業団地の位置を明示するとともに、鉄道や港湾、道路状況（高速道路も含む）など最新の整備状況を示すこと。

（２）事業の期間

委託契約締結日から令和8年3月19日（木）

（３）成果品

提出すべき成果品は次のとおりとする。

- ・福島県企業立地ガイド（日本語版）3,700部
- ・福島県企業立地ガイド（英語版）300部
- ・福島県企業立地ガイド（日本語・英語版）のPDFデータ1式
- ・福島県企業立地ガイドマップ（日本語版）3,700部
- ・福島県企業立地ガイドマップ（英語版）300部
- ・福島県企業立地ガイドマップ（日本語・英語版）のPDFデータ1式
- ・作成した図のデータ（GIF形式・横幅340ピクセル）1式

4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- ・委託業務着手届
- ・委託業務完了届
- ・その他県が必要と認める書類

5 成果品及び業務完了報告書提出場所

福島県商工労働部企業立地課

6 その他

- ・制作にあたっては、乙は甲と十分に協議を行い、仕様および掲載内容等を決定する。
- ・著作権は甲に帰属する。
- ・甲は必要がある場合には、委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求める

ことができる。

- この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は、遅滞なく協議し、これを定める。

7 問い合わせ先

福島県商工労働部企業立地課

電話：024-521-7280